

# 宙（就労継続支援 B 型） 運営規程

## 第 1 章 事業の目的等

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人江原恵明会が設置する指定就労継続支援 B 型事業所宙（以下「事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動や就労の機会の提供を行い一般就労等への移行に向けて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とします。

（事業所の名称及び所在地）

第 2 条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 宙

（2）所在地 岡山県久米郡久米南町上弓削 1563-6

（提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員及び主たる対象者）

第 3 条 本事業所において提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員及び主たる対象者は次のとおりとする。

指定障害福祉サービスの種類	利用定員	主たる対象者
指定就労継続支援B型	20名	知的・精神障害者

（利用契約支給量の報告等）

第 4 条 事業所は、指定就労継続支援 B 型を提供するときは、当該指定就労継続支援の内容、支給決定障害者に提供することを契約した指定就労継続支援の量（以下「利用契約支給量」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、契約支給量の総量は当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。その他利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

## 第 2 章 運営の方針及び虐待防止のための措置

（基本方針）

第 5 条 事業所は、就労継続支援 B 型計画（以下「個別支援計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

2 事業所の従業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業所は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の運営方針)

第6条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適正かつ効果的に行うものとする。また一般就労に必要な知識、能力が高まった場合、就労への移行に向けて支援する。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて就労継続支援B型を提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めるものとする。

4 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(平成24年岡山県条例第52号)に定める内容ほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(相談及び援助)

第7条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(訓練)

第8条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、指定就労継続支援B型の提供にあたっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

3 事業所は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させるものとする。

4 事業所は、利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 事業所は、指定就労継続支援B型事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービス提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申し込み者に対し自ら適切な指定就労継続支援B型事業所を提供することが困難であると認めた場合は、適切な障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(就労)

第10条 事業所は、就労継続支援B型を提供する場合における生産活動、就労の機会の提供にあたっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うものとする。

(工賃の支払い)

第11条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を別に定めて工賃規定に基づき、支払うものとする。

2 1か月あたりの工賃の平均額は3千円を下回らないものとし、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、津山市、久米郡、勝田郡の地域とする。

2 通常実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(実習の実施)

第13条 事業所は、指定就労継続支援B型の提供にあたっては、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めるものとする。

2 事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めるものとする。

(施設外支援)

第14条 事業所は、求職活動、職場実習、障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下、「委託訓練」という。）等の施設外支援の実施に努める。

2 施設外支援は年間で延べ180日を超えないものとする。

(施設外就労)

第15条 事業所は、一般就労への移行を図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労の実施に努める。

2 施設外就労は期間を定めないものとする。

(求職活動の支援等の実施)

第16条 事業所は、就労継続支援B型の提供にあたっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援するものとする。

2 事業所は、指定就労継続支援B型の提供にあたっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めるものとする。

(職場定着のための支援の実施)

第17条 事業所は、就労継続支援B型の提供にあたっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職し

た日から6か月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めるものとする。

(就職状況の報告)

第18条 事業所は就労継続支援B型利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告するものとする。

(食事)

第19条 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

2 事業所は、食事の提供にあたっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。

4 事業所は、食事の提供に当たり、栄養士をおかない時は献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めることとする。

(心身の状況等の把握)

第20条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第21条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めるものとする。

2 事業所は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を伏して、その旨を市町村へ通知することとする。

(1) 正当な理由なく指定就労継続支援B型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき

(2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき

(身体拘束の禁止)

第23条 事業所は、指定就労継続支援B型の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむ

を得ない場合には事前に家族と本人の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第24条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
- (2)虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置する。
- (3)成年後見制度の利用支援
- (4)虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5)その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置
- (6)虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合の自治体への速やかな通報及び必要な措置の実施並びに自治体が行う調査への協力

(訪問支援)

第25条 事業所は、利用者が、心身の状況の変化等により、週5日以上連続して利用がなかった場合、利用者の同意の上でその者の居宅を訪問して利用者の状況を確認する支援を行うこととする。

- (1)引き続き現行のサービスを利用するための動機付け
- (2)再アセスメントに基づく個別支援計画の見直し
- (3)相談支援事業者等へのあっせん・連絡調整

(衣類支給)

第26条 事業者は、利用者に作業に必用な衣類を支給する。

### 第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第27条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア 次条に規定する個別支援計画の作成等に関すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者への照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

エ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

(3) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、指定就労継続支援 B 型の提供において、日常生活上の支援、相談、援助を行う。

(4) 職業指導員 1名以上

職業指導員は、指定就労継続支援 B 型の提供において、適切な就労継続支援 B 型の提供を行う。

(5) その他

必要に応じて、庶務及び会計実務等に従事する職員を配置又は兼務させることができる

(個別支援計画の作成等)

第 28 条 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討するものとする。

3 アセスメントにあたっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催

し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。（以下「モニタリング」という。））を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 定期的に利用者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

#### 第4章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第29条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。（祝日は、希望出勤とする。）
- (2) 営業時間は、営業日の8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は、営業日の9時から15時までとする。

昼間実施サービスの種類	サービス提供時間
指定就労継続支援B型	9時から15時まで

- (4) 突発的な事由等により必要な場合は、営業日及び営業時間の変更（短縮、又は休業）できるものとする。ただしその場合は、利用者、家族に適切な方法で事前に周知するものとする。

##### \* 休業支援

突発的な事由等により、在宅での生産活動による就労支援、生活支援を行う。その場合も利用者、家族に適切な方法で事前に周知するものとする。

#### 第5章 サービスの内容及び利用者から受領する費用の額

（指定就労継続支援B型の内容）

第30条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は次のとおりとする。

- (1) 生産活動、就労の機会の提供
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) レクリエーション等

- (4) その他の必要な支援
- (5) 本事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援
- (6) 一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助
- (7) 施設外支援・就労の実施

(生産活動)

第31条 事業所で行う主な生産活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食品の製造・販売
- (2) 内職加工
- (3) 清掃
- (4) 精米
- (5) 軽作業
- (6) ぼかし肥料

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第32条 事業所は、指定就労継続支援B型サービスを提供した際は、利用者から指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援B型サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1日当たり 378円

※食事提供体制加算該当者の場合は、1日当たり 78円

(2) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

3 事業所は、前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

4 事業所は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第33条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、利用者等が同一の月に指定就労継続支援B型を受けた時は、利用者等が当該同一の月に受けた指定就労継続支援B型に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額を超えるときは、事業所は、当該指定就労継続支援B型の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項



(衛生保持)

第34条 利用者は清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力しなければならない。

(施設内禁止事項)

第35条 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) その他この規程で定められていること。

(重要事項の連絡)

第36条 利用者及び家族の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届けなければならない。

(損害賠償)

第37条 利用者又は家族が故意又は過失によって事業所(設備及び備品)に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状を回復する責を負わなければならない。

2 損害賠償の額は、利用者の事情を考慮して減免することができる。

## 第7章 利用契約解除

(利用者からの利用契約解除)

第38条 利用者は、事業所及び従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくは従業者が第8条1項から4項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは従業者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(事業所からの利用契約解除)

第39条 事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 利用者に支払能力があるにもかかわらず第32条、第33条に定めるサービス利用料金の支払いが、3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払

わない場合

- (2)利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない等信頼関係の維持が困難な場合
- (3)利用者が、故意又は重大な過失により事業所もしくは従業員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない等信頼関係の維持が困難な場合
- (4)利用者が連続して3か月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3か月を超えて入院した場合

## 第8章 緊急時等、事故発生時の対応及び非常災害対策

(緊急時等における対応)

第40条 従業者は、現に指定就労継続支援B型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第41条 事業所は、利用者に対する就労継続支援B型サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族に対して連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 利用者に対する就労継続支援B型サービスの提供に伴い当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第42条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

## 第9章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第43条 事業所は、その提供した指定就労継続支援B型サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、その提供した指定就労継続支援B型サービスに関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは

提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

#### (勤務体制の確保)

第44条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援B型サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

#### (衛生管理等)

第45条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正におこなう。

- 2 事業所は、指定就労継続支援B型事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるようにつとめる。
- 3 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理をおこなう。

#### (秘密の保持)

第46条 事業所は、業務上知り得た利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する行政機関の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

#### (記録の整備)

第47条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、5年間保存する。

#### (その他)

第48条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、本事業所の管理者が定める。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。